

第四管区海上保安本部公示第 19 号

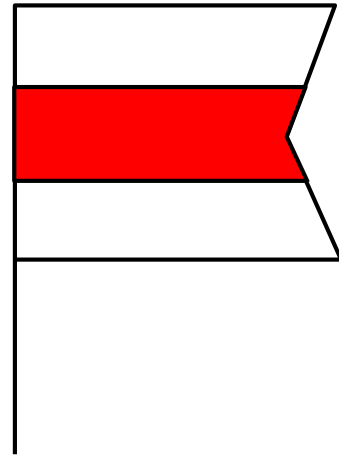
水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 3 年 8 月 23 日

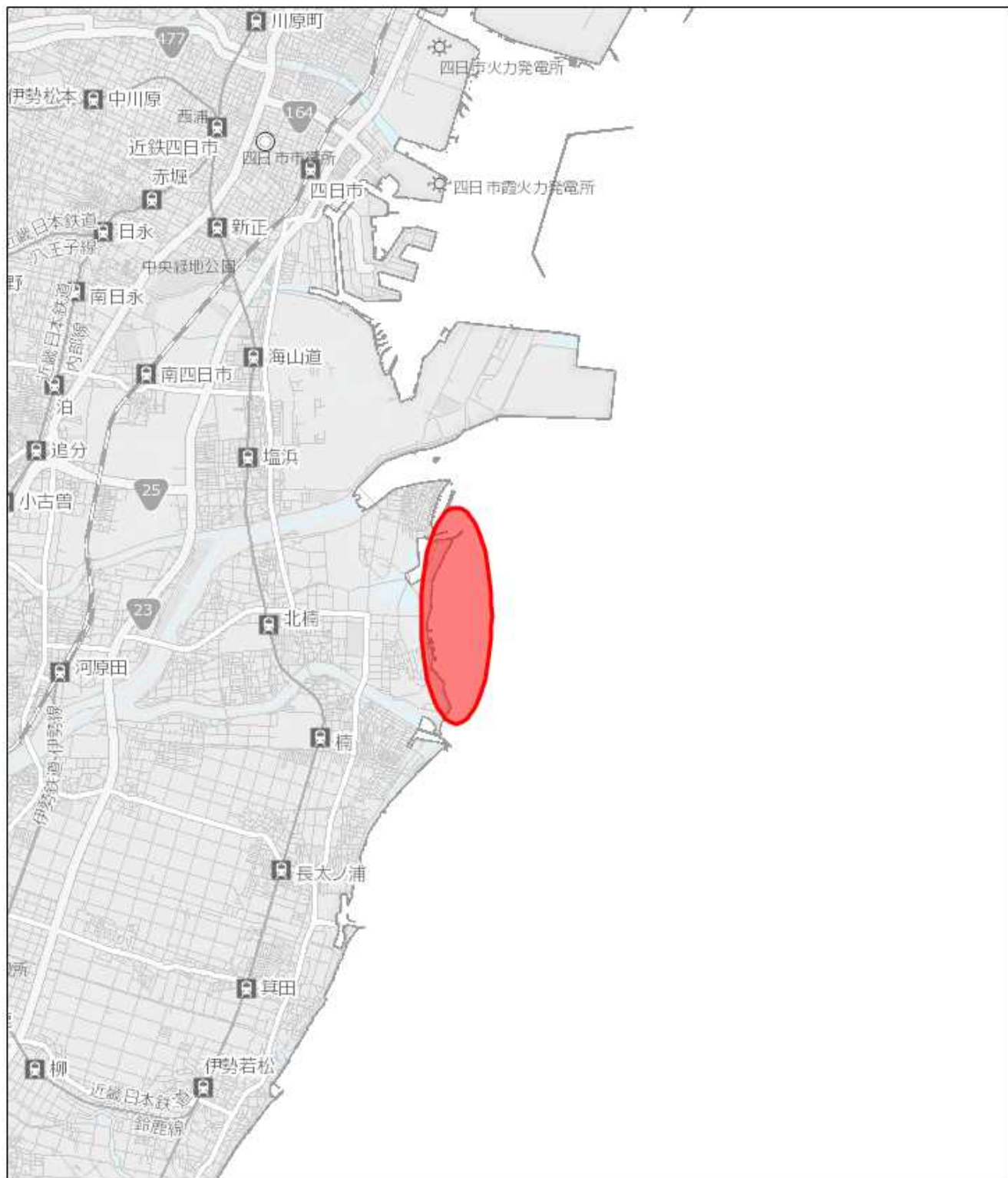
第四管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施する者の名称及び住所  
三重県北勢流域下水道事務所長 長瀬 功起  
三重県四日市市新正 4 - 2 1 - 5
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
別図に示すとおり  
令和 3 年 9 月 1 日～令和 3 年 9 月 1 7 日(うち 3 日間の予定)
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する措置  
測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、  
水路業務法施行規則(昭和 2 5 年運輸省  
令第 5 5 号)第 6 条に定める標識を揚げ  
る。



白  
紅  
白



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図